

令和5年9月2日（土）

避難訓練資料改訂版

所沢ニュータウン自治会

防犯防災部・自主防災会

在宅避難の注意事項 ＜安全なガス・電気の再開方法＞

最近の住宅は耐震性が高くなり、大地震でも倒壊しない住宅が増えています。ゆえに避難の仕方「在宅避難」の形を選択する事例が増えています。衣食住のどの面からも自宅での避難生活にはメリットがあるからです。

しかし地震後に火災が発生するとその在宅避難の選択肢はなくなってしまいます。戸建て住宅では隣接する住宅をはじめ、近隣の住宅にも避難指示が発令されます。マンションでは1棟全ての住民が一時避難を余儀なくされます。

平時なら消防署の消火を待って、自宅に戻れる家庭も多いと思いますが、大災害時は如何でしょうか。消防車は期待できるでしょうか。2次災害の火災は起きてはいけない災害なのです。



しかし、火災はある程度予防することができます。在宅避難を安全に継続するために「注意すべきガスや電気の使用再開の方法」を記します。

震災の2次災害とも言うべき火災は、ガスと電気が主な原因です。

災害発生時、**激震に堪えた住宅ですが、ガスの配管・電気の配線は無傷でしょうか。**目に見えない部分です。安易に使用を再開すると火災を引き起こす原因になります。

自宅に戻って在宅避難生活を始める時にどのような注意が必要なのか、「ガスと電気」について安全な復帰の仕方についてまとめてみました。

平時なら復旧ボタンを押したり、ブレーカーをあげて使用を再開している方も、**大地震などでダメージを負った住宅は、安全点検をしながらの復旧が重要です。**このマニュアル通りに点検して安全を確かめた上で使用を再開して下さい。

災害が起きたときのガス対策

震度6弱の大地震が起きた時、所沢市は「災害対策本部」を設置します。

並木まちづくりセンターは「災害対策支部」を立ち上げます。各自治会や自主防災会が地域の住民の被害現状把握と支援・救援の要請を支部に提出します。

震度6弱程度では、最近の家屋は倒壊しません。中新井地区の地震による倒壊率は0～3%といわれています。体育館に避難しても収容できる人員はわずかです。従って多くの人是在宅避難の選択をすることになります。

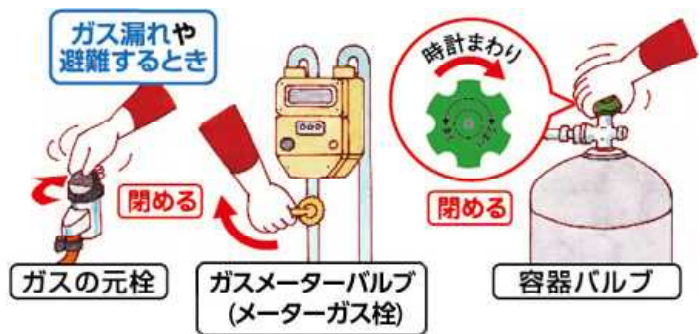
その在宅避難生活で怖いのは火災です。ここでは火災予防のための安全なガスと電気の復帰の仕方を確認したいと思います。

災害発生時、家庭のガスはどのように使用されておりましたか？

揺れが収まったら、真っ先にガスの元栓を閉めましょう。

ガス機器はそれぞれ、ガスコンロはもちろん、お風呂の元栓なども、しっかり閉めて下さい。

そしてガスメーターにある元栓も必ず閉めて下さい。



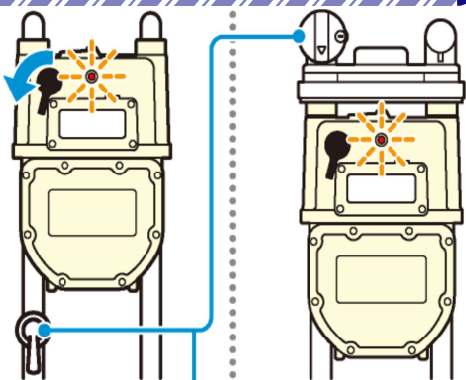
ガスメーターは地震を感知すると自動的にガスを遮断する仕組みになっています。ガスを使ってもガスはその遮断で消えます。復帰してガスが供給されるようになったとき、ガス器具の栓が開いたままだったらどうなるでしょうか。大変危険です。とにかく栓を閉めましょう。

地震でガスが止まった時

①「震度5で自動停止」

ガスは、使われ方に異常があったり、震度5程度以上の揺れを感知した時は、ガスメーターが自動でガスを停止する仕組みになっています。

回して
外す



メーターガス栓は開けたまま

② 災害時です。建物も配管もダメージを受けています。点検もしないで復帰ボタン（黒いキャップつきボタ

ン) を押して利用を再開するのは危険です。また、ガスが使えるかどうか「試しに点火」して確認するのもとても危険です。

- ③ 安全点検しながら再開することが大切です。まず、**ガスの元栓は全て締めましょう。ガスメーターの元栓も、お風呂のガス給湯器の元栓も**それが外にあっても足を運んで締めましょう。

- ④ ガスの元栓を締めながら、「**に**おいの点検」をします。

ガス臭いときはガス漏れの可能性があります。全ての元栓を閉めて室内のガスを外に出しましょう。武州ガスは都市ガスです。比重は0.5。空気より軽いので窓を開ければ換気出来ます。(プロパンガスの比重は1.5~2.0と空気より重いので窓からホウキで吐き出しましょう。)換気扇の使用は危険です。モーターから発火します。使わないで下さい。
匂いがしたらガスは使用禁止です。

ガス漏れ通報の連絡先(都市ガス)

武州ガス「04-2928-9000」。

プロパンガスはガスの購入店へ

- ⑤ ガス臭くなく、屋外のガスメーターのランプが点滅している場合は、ガスメーターの感震機能によりガスを止めている可能性があります。

復帰すれば使用可能になります。しかし、今回は災害発生直後です。

復帰するためには、屋内配管の「ガスの圧力点検」が必要です。

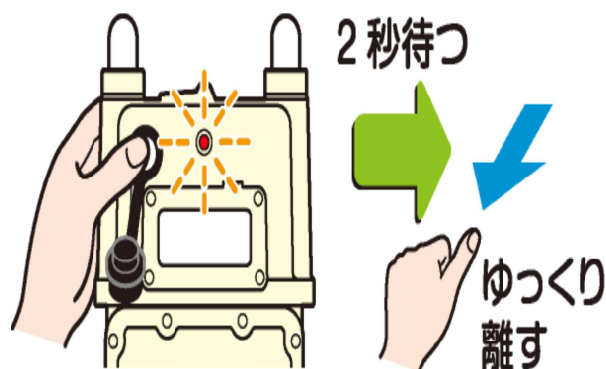
まず、ガスメーターの**元栓だけ開けます**。(それ以外の元栓は締めています) 復帰ボタンを押します。

復帰ボタンは黒いキャップを外すと出てきます。奥までしっかり押し込み、2秒後ゆっくり手を離します。

- ⑥ 復帰ボタンを押すとガスメーター機器がガス管の圧力を調べ始めます。**ガス管の圧力でガス漏れがないか調べているのです**。

点検が終了するまでの約3分間はそのまま様子を見ます。

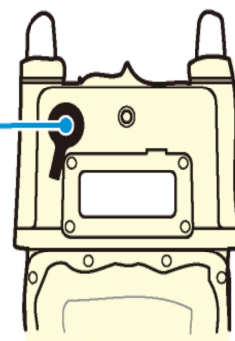
この間にガスを消費する行動を



すると「ガス漏れ」と判断されま
す。コンロも給湯器も操作しないで下さい。

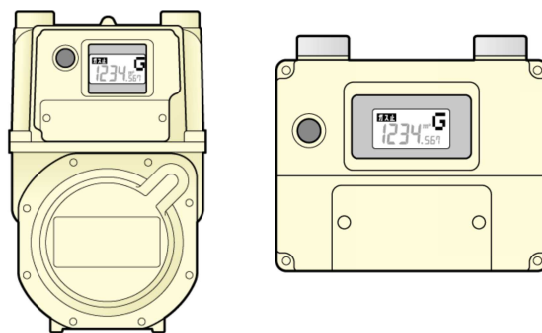
3分待つ

- ⑦ 点検終了でランプの点滅が消えます。消えたらガス圧点検で配管の異常が無かったと言
うことです。使用しても良い事になります。キャップを元に戻す
復帰ボタンの黒いキャップは元に戻してお
きましょう。使用にあたってはガス器具一台
ずつ点検してください。

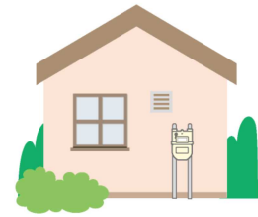
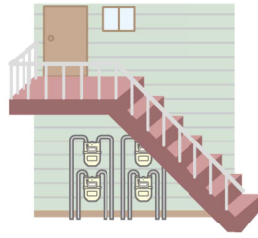


- ⑧ 器具1台ずつ、ガスの元栓を慎重に開けて発火点検をします。
使用中はにおいなども十分観察して下さい。特に給湯器は要注意です。
不完全燃焼でガスのおいにおいが充満することが多いです。ガス臭が認めら
れたら、その機器の元栓を締めて使用を停止して下さい。
- ⑨ 復帰してもガスが使えない（発火点検が出来ない）場合、ガス会社か
らの供給が停止されている場合が考えられます。近所に声を掛け合っ
て同じ状況（ガスが使えない）か確認して下さい。
- ⑩ 大地震時では都市ガスの配給が止まる事例は多いです。非常時に備え
て「カセットガスコンロ」などの準備も怠らないようにしましょう。

- ⑪ 一般的なガスメーターではランプ
の点灯でガスを止めたことを知らせ
ますが、通信機能付きガスメーター
では液晶画面に「ガス止」と表示す
るものがあります。同機種では復帰
ボタンのキャップを外すことなくボ
タンが押せます。事前に確認しておきましょう。



- ⑫ ガスが止まったときに焦ることのないよう、ガスメーターの場所を確
認しておきましょう。住宅の屋外などに設置されていることが多いです。
マンションであれば、玄関脇や共用廊下のメーターボックス内、また
は屋外に複数台がまとめて設置されています。
戸建て住宅は、屋外や玄関付近の外壁にあります。



- ⑬ ガスが止まった時に活躍するのが、カセット式ガスコンロです。カセット式ガスコンロを使用するときは、コンロを覆い尽くすような大きな鍋や鉄板は使わないようにしましょう。カセットガス缶が過熱してとても危険な状態になります。
- コンロの寿命は約10年。**ガス缶の寿命は原則7年です。**
- 使用期限は缶に印刷されています。確かめて使いましょう。
- カセットガスコンロの事故は結構多く、皆様もご存じかと思います。正しく使えば便利なコンロです。気をつけて使用しましょう。

地震で電気が止まった時、 どうすればいい？ 対処法とNG行動

- ① 周辺の住宅と共に一斉に停電した場合は地域停電です。
すなわち電力会社から住宅までの経路で電気がお送られていない場合です。電力会社が復旧工事に取りかかります。待ちましょう。

幸い私達の地域は市内で最も早く復旧するブロックになっております。復旧まで1日だそうです。冷蔵庫の中の食品も1日なら管理できますね。

<嚴重注意>

停電で気をつけたいことは、通電が再開したときアイロンやドライヤーなどがコンセントに差したままでスイッチもオンのままだと住人が気がつかないところで発熱し火災の原因になる事です。

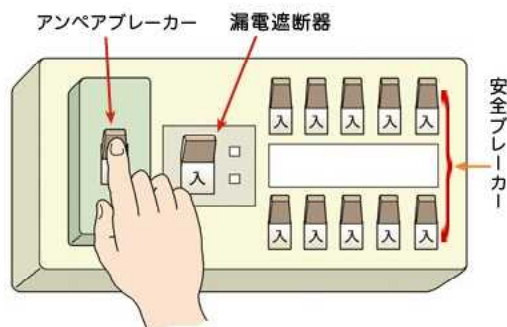
機器は「切」し、コンセントから抜いておきましょう。

- ② 台風や強風などで停電した場合と、大地震の災害によって起きた停電では対処の仕方が違います。平時の停電では送電復帰すれば元の生活に戻りますが、**震災時は家の屋内配線も大きなダメージを受けていると考えて下さい。**これらの不具合は下記の方法で配電盤のブレーカーを使ってチェックが出来ます。このチェックを行うと安全ブレーカーの一つがどこのコンセントにつながっているのかも分かります。知っておくと日常生活でも大変役立ちます。ご紹介します。

漏電遮断器をつかった 屋内電気配線の安全点検

- ① 配電盤ボックスには、「アンペアブレーカー」と「漏電遮断器」と「安全ブレーカー」の3種類のスイッチがあります。災害時には漏電遮断機の働きを知っておくことが肝要です。

電気メーターが設置してある場所も確認しておきましょう。



②「漏電遮断器」の役割

屋内配線、あるいは接続しているそれぞれの電気器具の絶縁状態が不良になると漏電が発生します。

屋内配線の漏電、もしくは漏電している電気器具を使用すると、漏電遮断器が作動し、レバーが「切」側に落ちて、電気を遮断します。

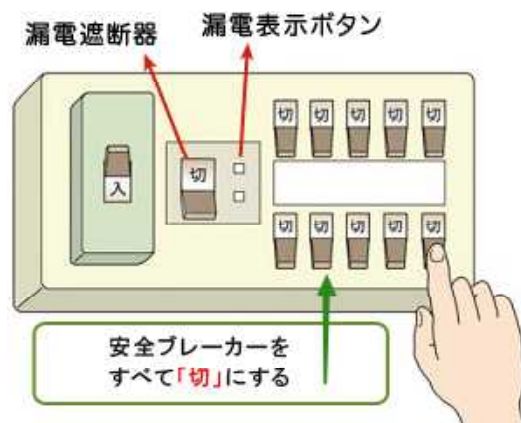
この状態のままでは感電や火災につながるおそれがあります。いったいどこで漏電しているのでしょうか。発見する方法があります。

③「漏電箇所の発見」と「漏電遮断器」

住まいで使用している電源を全て切り、コンセントからプラグを抜きます。

電柱まで送電されている場合、電気はアンペアブレーカーまで来ており、そこでストップしているはずです。

外のアンペアメーターを見ましょう。針は動いていないはず。もし動いていたら電柱からアンペアブレーカーまでの電線で漏電が発生しています。電気の使用は出来ません。



次は、屋内配線の点検です。漏電遮断器が「切」側に落ちているのを確認し、落ちていない場合は「切」にします。全ての「安全ブレーカー」をすべて「切」にします。

漏電遮断器の横にある漏電表示ボタン（白色あるいは黄色などのボタン）が飛び出しているので、それを押しこみます。漏電遮断器のレバーを上げて「入」に戻します。（この時、安全ブレーカーは全て切の状態です。）

再び「切」になる場合は、屋内配線に漏電の疑いがあります。点検修繕して貰うまで電気の使用はあきらめて下さい。

漏電遮断器が作動して「切」にならず、そのままでしたら、各部屋につながる安全ブレーカーの点検へと進みます。

④ 「安全ブレーカーの復帰」

漏電遮断器が「切」にならない場合は、安全ブレーカーを1箇所ずつ、「入」にして点検します。

安全ブレーカーは（例えば）「台所とダイニング」「冷蔵庫」「洋室と廊下」「和室と縁側」などのようにまとめられており、その部屋照明と壁コンセントの電気使用が所定の電流（例えば20A）を超えたらブレーカーが上がる（「切」になる）ようになっています。

安全ブレーカーを一つずつ「入」にして確かめてみましょう。このときに、漏電遮断器が「切」にならないければ、その安全ブレーカーとそれぞれの部屋までの屋内配線は正常です。

平時のように使うことができます。電気機器も同様です。

※3 このときに、漏電遮断器が「切」になるようなら、その部屋の配線に漏電の疑いがあります。「切」にならないければ正常です。異常があったときは、その安全ブレーカーが繋がっている部屋のみ使用禁止です。

後日、電力会社や電気工事店に連絡してください。



④ 電気機器をつないだことで漏電遮断機が「切」になる場合は機器の不良です。直ちにその機器の使用を止めましょう。

⑤ このように電気が再び使えるようになっても安心せず、しばらくは注意深く観察して下さい。屋内配線は目に見えない壁の中です。地震以降ブレーカーが上がりやすくなったら電気工事点に点検を要請すべきです。

<家を空けて避難するとき>

- ① 大災害があった後です。家の外に避難するときには、アンペアブレーカーは「切」にしてください。
- ② ガスの元栓もガスメーターの元栓を締めてから家を空けましょう。

これでガス・電気による火災発生を防ぐことができます。どうか丁寧に実践して下さい。



- ※ 類似語の言葉の意味
「復旧」(壊れたものがなおること)
「復帰」(元の状態に戻ること)

安否確認・家屋の状況報告に協力下さい

震度6弱の地震が発生すると、市役所に「災害対策本部」が、まちづくりセンターに「災害対策支部」できます。災害対策支部に駆けつけられる市の職員は数名（3～6人程度）です。

災害対策支部では何をするか。まずは住民の安否確認です。人命第一です。次に家屋など地域の被災状況の把握です。

誰が行うか。自治会の班長・副班長・街区当番さんが協力し合って1軒1軒確認するしかありません。玄関先で視認出来るような（タオルをかけるなど）ルールを作っておくと良いでしょう。

非常事態です。現班長が全員動けるかどうか分かりません。前班長も協力して下さい。

- ①自治会役員と自主防災会役員は自主防災本部を中央小に設けて各班からの報告待ちます。
- ②報告を集計し、災害対策支部に報告します。
- ③駆けつけた役員、委員でパトロール隊や救護班等を結成します。被災状況の継続観察を行います。

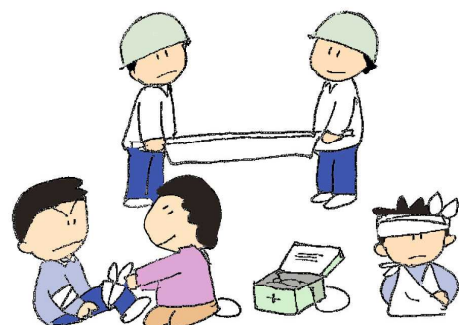
役員も委員も全員が駆けつけられないのが現実です。しかし誰かが駆けつけなければ何も出来ず、代わりにやってくれる人もいません。

「災害時にそんなことできない」と否定してしまえば、その地区は安否確認も家屋の被災状況把握も出来ない地区となります。

もちろん市に情報は届きません。市からの支援はありません。

自助の後で良いのです。安否確認に動き出すのは時間がかかるかも知れませんが、何時間後であってもやらなければならない行動なのです。

地域住民の理解と協力が得られず出来ない自治会もあるでしょう。しかし私達の自治会は安否確認や家屋の被災状況把握ができる地区になって欲しいと思います。



在宅避難が主になる時代に、指定避難所に避難する訓練の必要はあるのですか？

あります。災害から逃れて仮の居場所を得るのが避難所ですが、避難所は災害対策支部の一部でもあります。

「地域の住民の安否確認と地域の被災状況把握」は災害対策の第一歩です。そしてこれは、各地域の住民である自治会や自主防災組織の協力が無いと市は掌握できません。

自主防災会や自治会の本部は避難所に置かれます。被災状況把握は時間とともに変化します。パトロールも住民を中心に結成し、その変化に対応した支援が出来るように情報を市にあげていきます。

災害対策支部＝避難所は、医療支援、生活支援（食料・水・宿泊等）も行います。このような災害対策支部の活動を理解した上で、情報を得ながら在宅避難生活を継続することが大切です。

災害発生時は全ての住民が指定避難所（中央小学校）に集合する必要はありません。地震が起きたとき、一旦自宅から安全な空間に避難するのは第1次避難所です。近所の公園などです。そこで余震などが収まるのを待って、自宅を点検し、自宅へ戻って生活するか、指定避難所へ向かうかを判断します。

指定避難所への移動は、避難が必要な住民が声を掛け合って近所の人と個別に移動する事になります。判断は自分です。

パトロール隊から避難誘導の声がかけられる場合もあります。その時は指示に従って下さい。

総合避難訓練とは随分違った行動になります。

受付では訓練同様に「傷病の有無」「避難時の家屋の状態」「道路の様子」「近隣の様子」を報告して下さい。

3～5丁目の住宅はマンションを含めると2000世帯を超えています。地震による家屋の全壊は中新井地区で0～3%、半壊はその5～10倍とされています。

並木地区の避難住民を中央小学校と県立中央高校で受け入れます。

在宅避難を初めても近隣に火災が発生したら避難するしかありません。

しかも、火災が発生の確率が高いです。

また、負傷者対応も家庭の医薬品では不十分です。救護班で正しい応急処置をして貰い、災害対策支部から指定の病院に連絡して輸送した方が病院利用も確実です。

また後日、給水・炊き出しなどや行政的な支援情報の発信場所にもなります。在宅避難生活も自宅が可能な状態なら良い選択ですが、地域や災害対策本部の情報を得ながら生活することが大切です。

避難所は、災害対策支部としての情報発信の場であり、避難生活支援の役割を持つ基地です。それを理解し、上手に利用して在宅避難生活を継続する事が肝要です。